

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都市計画法施行令の一部改正により、都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化調整区域において特例的に開発が認められる土地の区域を県が条例で定める場合の基準に、建築基準法(昭和25年法律第201号)の災害危険区域等を含まないことが追加されたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うこととします。(第2条および第4条関係)
- (2) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町長の申出により知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域および同号ハまたはニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域</p> <p>2～4 省略</p> <p>第3条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第2条 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町長の申出により知事が指定する土地の区域とする。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 政令第29条の9各号に掲げる区域および政令第8条第1項第2号ハまたはニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域(これらの区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない土地の区域</p> <p>2～4 省略</p> <p>第3条 省略</p>

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第4条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における別表に掲げる開発行為とする。

以下 省略

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第4条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第29条の9各号に掲げる区域(当該区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うのに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない区域における別表に掲げる開発行為とする。

以下 省略

「滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の一部改正について

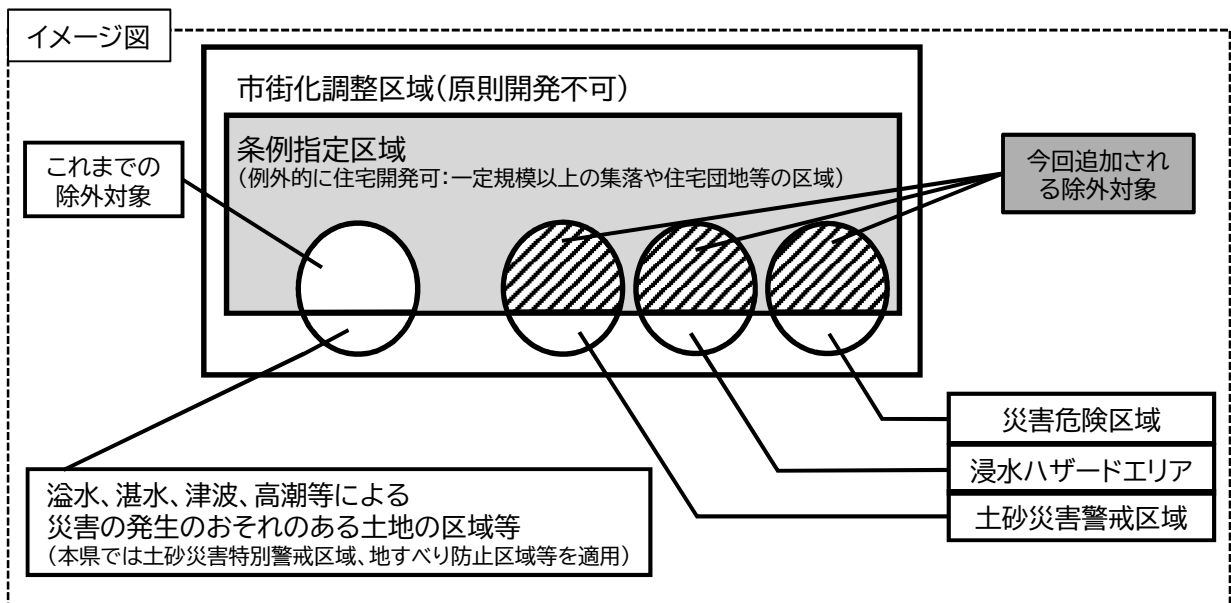
1 改正の理由

“自然災害の頻発・激甚化を踏まえた制度見直し”を趣旨として都市計画法施行令の一部を改正する政令が令和2年11月27日に公布、令和4年4月1日に施行される。

施行令改正に伴い、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- ・市街化調整区域は原則として開発は認められないが、都市計画法第34条第11号、第12号において、条例で区域を指定することにより、市街化区域と同様に住宅開発が可能とされている。
- ・区域の指定に当たっては、都市計画法施行令第29条の8、29条の9において、原則として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」等を除外するよう定められている。
- ・今回の施行令改正により、新たに以下の区域を除外することとなったため、条例においても当該区域を除外する。
 - ① 災害危険区域（建築基準法）
 - ② 浸水ハザードエリア（水防法による浸水想定深が3.0m以上の区域）
 - ③ 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）



※ 今回の改正により条例指定区域から除外される敷地についても、世帯の分化に伴う戸建住宅等、他の許可基準に適合していれば開発許可可能。